

デザイン制作に係る同意事項

クライアントは、広告クリエイティブ（以下「成果物」といいます）の納品を UNICORN 株式会社（以下「当社」といいます）に委託するに当たり、以下の事項に同意するものとします。

第1条（著作権等）

1. 成果物の著作権（著作権法第27条および第28条の権利を含む。）は、成果物の納品の完了をもって、クライアントに譲渡されるものとし、成果物の所有権についても同様とします。但し、当社がデザイン制作業務において汎用的に利用する素材等及び第三者が権利を有する素材等に係る著作権は、当社又は当該第三者に留保されるものとします。また、成果物は、クライアントの内部利用（自社サイトや公式 SNS での PR に限る）及び当社に発注して行う広告配信にのみ利用できるものとします。

2. クライアントは、成果物の通常の利用用途において成果物と一体として利用する場合にのみ、前項但書記載の素材等を利用することができるものとします。なお、第三者が権利を有する素材等については、成果物から分離して単独で利用することはできないものとします。

3. 当社は、成果物に含まれる第1項但書記載の素材等に関して、当該素材等の利用条件に応じて、編集、修正防止措置等の必要な権利処理を行うことができるものとします。

4. 第1項但書記載の素材等の利用は日本国内に限られるものとします。クライアントは、日本国外での利用を希望する場合、事前に当社の許可を得るものとします。

5. 当社は、クライアントが本契約で企図される目的及び態様において成果物を利用する限り、クライアントに対して、成果物に関する著作権者人格権を行使しないものとします。

6. クライアントが本同意事項に違反した場合又はクライアントが有償で成果物の制作を委託し、支払期日までに制作料を支払わない場合は、第1項に基づく譲渡は無効になるものとします。なお、クライアントが本同意事項に違反し、譲渡が無効となった場合でも、既に支払われた制作料の返還は行わないものとします。

第2条（クライアントの遵守事項）

1. クライアントは当社に対し、当社に提供する素材について、クライアントが正当な権利を有していること及び当該素材及びその利用が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとします。

2. 前項の素材に関連して第三者との間で係争が生じた場合には、クライアントが自己の責任と費用をもって、速やかに解決するものとします。

3. クライアントは本契約に関連する取引に当たって、以下の各号の行為又はそのおそれがある行為を行ってはならないものとします。

①当社又は第三者の所有権、著作権を含む一切の知的財産権、肖像権、パブリシティー権等の正当な権利を侵害する行為

②当社又は第三者に損害を与える行為

③虚偽の情報を掲載あるいは提供する行為

④公序良俗に反する行為

⑤法律・法令に反する行為

⑥当社の業務を妨げる行為

⑦当社の信用、名声又は評判を毀損する行為

⑧当社に素材等の利用を許諾する第三者又は（素材等が人物写真等である場合）被写体の信用、名声又は評判を毀損する態様で前条第1項但書記載の素材等を利用する行為（当該利用態様には、ポルノ、風俗、ギャンブル、違法薬物、差別的な内容、詐欺的内容、公序良俗に反する内容、特定の宗教団体・政治団体、反社会的勢力等に関する利用が含まれますが、これらに限定されるものではありません。）

⑨本同意事項のいずれかの条項に違反する行為

- ⑩本同意事項で定める利用目的の趣旨から逸脱する成果物の利用行為
- ⑪その他、社会通念上不適切と判断される行為

第3条（免責等）

1. 当社は、クライアントが成果物の制作申込時に選択したファイル形式でのみ、成果物を引き渡すものとし、当該ファイル形式以外の成果物を引き渡す義務を負わないものとします。
2. クライアントが、成果物のファイル形式の変更、追加を希望する場合、別途当社が指定する追加費用が発生します。
3. 本同意事項又は別途締結した個別契約において許可された態様・条件以外の態様・条件において成果物又は素材等を利用したことに起因して、第三者からクレームその他の請求がなされた場合、当社は一切責任を負わないものとし、クライアントは自らの費用と責任において当該請求に対応するものとします。

第4条（準拠法・合意管轄）

1. 本同意事項の効力、解釈、履行及び紛争の解決は、日本法を準拠法とします。
2. 本同意事項に関し、訴訟の必要が生じたときは、訴額に応じて、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

本約款に同意して成果物の納品を申し込みます。